



補正予算の主な事業

○子育て世帯への臨時特別給付金
給付事業

新型コロナウイルス感染症の長期化による子育て世帯への支援策として、18歳以下の子どもを養育する方に対し、対象の子ども1人当たり10万円を給付します。

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付します。

○指定管理業務継続支援金

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴い、市からの休業要請により休業し施設運営に影響を受けた指定管理者に対し、9月分の指定管理業務の管理経費の不足分について支援を行います。

採決の結果

予算常任委員会が付託を受けた11議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。



総 務
常任委員会

委員長 福井 節子

議第84号 高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例および高島市立公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

令和4年4月から今津北コミュニティセンターを廃止し、学童保育施設として貸し付けを行い、同施設内の今津公民館を今津東コミュニティセンターに移転することに伴い所要の改正を行うもの。

(本条例案については、所管施設の関係上、文教福祉常任委員会との連合審査会により審査を行いました。)

問 学童保育所が移転するにあたり、施設の管理等について引き継ぎをする場はあったか。

答 学童保育所と公民館の職員が協議をしておりますし、市の部局間による担当者の会議も持ち、準備を進めています。

採決の結果

「全員賛成」で「可決すべきもの」と決定しました。

このほか、議第79号および議第83号の2議案についても「可決すべきもの」と決定しました。

